

瓢湖

ひょうこ

新潟県阿賀野市



瓢湖(冬景色)

[登録番号] 1842

[登録年月日] 2008年10月30日

[面積] 24ha

[湿地のタイプ] 6:貯水場。貯水池、堰、ダム、人工湖(ふつうは8haを超えるもの)

[保護の制度] 国指定鳥獣保護区特別保護地区
[国際登録基準] 2、6

湿地の概要

新潟平野の北東部から内陸に寄った、福島県から流れ下る阿賀野川が蛇行する平坦な低湿地帯は、見渡す限りの水田である。瓢湖は、その穀倉地帯の中心部、阿賀野市(旧水原町)にある小さな池である。

この地は、今も昔も稲作の盛んな土地柄で、当時は天領地として稲作に必要な水を欠かすこのできない地域であった。江戸時代初め、この地域は大干ばつにあり、その解決策として13年の歳月を要し完成した灌漑用のため池が瓢湖である。

洪水時には貯水し、下流河川が氾濫しないよう水害を防ぐ役割を果たしてきた。大小2つの池が瓢箪状の形をしていたが、現在は南側の池が埋められ、その面影はみられない。

水深は平均0.7m、最大1.2mと浅く、周辺の川から取水しているが、ほとんど流れのない静水池で、オニビシやハスなどが繁茂し、岸边にはヨシやマコモが生えている。



湿地にかかわる動植物

瓢湖は江戸時代から殺生禁制の池で、明治以降も慣例的に狩猟を禁じてきたため、水鳥の楽園となった。現在も毎年、コハクチョウなどハクチョウ類約6,000羽、オナガガモ、マガモ、コガモ、ホシハジロなどガンカモ類3万羽以上が採餌の場、ねぐらとしている。

特にハクチョウは、1954年に吉川重三郎氏が初めて給餌に成功したことによって「水原ハクチョウの渡来地」として国の天然記念物に指定。「白鳥の湖」として瓢湖の名を全国に広め、子息の吉川繁男氏とともに献身的な保護活動を行ったことが野鳥保護運動に大きな影響を与えた。1959年に「瓢湖のオニバス群生地」

として県の天然記念物に指定された。こうした歴史的な経緯、地元住民の保護努力によって瓢湖では、ハクチョウなどの水鳥の様子を目の前で観察することができる。

新潟平野には、水田が広がり水鳥のねぐらとなる湖沼が多数存在する。その中には瓢湖のほか佐潟(ラムサール条約湿地)、鳥屋野潟、福島潟など穀倉地帯の餌場に囲まれた水鳥にとって安全なねぐらが点在している。新潟平野は近年15,000羽を超えるハクチョウが越冬する日本でも屈指の渡来地である。



コハクチョウ



オニバス

ハス

保全・管理の取組

1971年より瓢湖の環境保全のため野鳥公園づくりの計画が始まり、1991年に東新池、2000年にさくら池、あやめ池が新たに造成され約30ヘクタールの瓢湖水きん公園となった。現在は、灌漑用水としての役割は終えている。人工的な自然環境であるが、この環境を守るため雪解けからハクチョウが飛来するまでの半年間は、瓢湖に繁茂する雑草、ハス等の刈込み、水利を確保するための浚渫作業を行政と地元自治会で実施している。

1950年代から続く瓢湖の保全活動は、現在も地元子ども達にも継承され、1973年に発足された「白鳥パトロール隊」では、瓢湖の自然環境やハクチョウの生態を学び、環境保全の伝統を後輩に伝える活動を行っている。こうした保護努力によって、瓢湖ではハクチョウなどの水鳥の様子を目の前で観察することができる。また、吉川父子から続く白鳥おじさんも3代目となり、瓢湖の自然保護の象徴的な存在として保護活動をけん引している。



湖畔のさくら並木



白鳥おじさんの餌やり



白鳥パトロール隊の活動

ワイズユースの取組

4月上旬から湖岸に植えられた桜やレンギョウの花がほころび始め、見頃を迎える。堤が低く平坦なため、どこからでも池全体を眺望することができる。残雪の五頭連峰を背景に、湖畔の遊歩道には約200本のソメイヨシノやヤエザクラが咲き誇る。5月上旬には、八重桜園に植えられたヤエザクラが見頃となる。6月上旬から170種30万本の菖蒲、中旬には紫陽花、7月にはハスの花が色づき始める。

7月中旬からのフヨウ、8月中旬のオニバスの花まで次々と園内で花を楽しめる。10月上旬、白鳥の渡来が始まり、3月中旬まで白鳥観察を行うことができる。瓢湖観察舎、白鳥観察舎、東新池観察舎では、屋内から野鳥観察ができ、白鳥観察で訪れる観光客で賑わう。

瓢湖ではこうした野鳥保全活動とともに、訪れた人が四季を楽しめる公園づくりを進めている。

関連自治体

阿賀野市役所 ☎0250-62-2510

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(ラムサール条約)

ラムサール条約は、1971年2月2日にイランのラムサールという都市で開催された国際会議で採択された、湿地に関する条約です。正式名称は、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」といいますが、採択の地にちなみ、一般に「ラムサール条約」と呼ばれています。2023年2月末現在、世界で172カ国が加入しています(日本は、1980年に加入)。

ラムサール条約では、沼沢地、湿原、泥炭地または陸水域、および水深が6メートルを超えない海域などを、湿地と定義しています。その中には、湿原、湖沼、ダム湖、河川、ため池、湧水地、水田、遊水地、地下水系、塩性湿地、マングローブ林、干潟、藻場、サンゴ礁などが含まれます。湿地分類の詳細は、こちらを参照してください。 https://www.env.go.jp/nature/ramsar/conv/Wetland_Type.html

国際的に重要な湿地の選定基準

基準1: 特定の生物地理区内で、代表的、希少または固有の湿地タイプを含む湿地。

基準2: 絶滅のおそれのある種や群集を支えている湿地。

基準3: 特定の生物地理区における生物多様性の維持に重要な動植物を支えている湿地。

基準4: 動植物のライフサイクルの重要な段階を支えている湿地。または悪条件の期間中に動植物の避難場所となる湿地。

基準5: 定期的に2万羽以上の水鳥を支えている湿地。

基準6: 水鳥の1種または1亜種の個体群の個体数の1%以上を定期的に支えている湿地。

基準7: 固有な魚介類の亜種、種、科、魚介類の生活史の諸段階、種間相互作用、湿地の価値を代表するような個体群の相当な割合を支えており、それによって世界の生物多様性に貢献している湿地。

基準8: 魚介類の食物源、産卵場、稚魚の生育場として重要な湿地。あるいは湿地内外の漁業資源の重要な回遊経路となっている湿地。

基準9: 鳥類以外の湿地に依存する動物の種または亜種の個体群の個体数の1%以上を定期的に支えている湿地。

注) 魚介類: 魚、エビ、カニ、貝類

瓢湖(ひょうこ)

発行: 環境省自然環境局野生生物課 編集協力: 日本国際湿地保全連合 デザイン: 安部彩野デザイン事務所

写真提供: 阿賀野市公園管理事務所

この資料は、環境教育や非商業目的の利用を行う場合、出典を明らかにしていただければ、環境省の許可なくして全部あるいは一部を複製することができます。

参考のため、複写物を環境省までお送りいただければ幸いです。許可なくしての商業利用を禁止します。

2023.03